

東海第2安全審査申請 周辺首長、判断見送り 住民・議会への説明が必要

日本原子力発電(原電)は17日、東海第2原発の再稼働をめぐる問題で、国への安全審査申請に向け、東海村や水戸市など立地・周辺11市町村の首長に対する説明会を市町村会館で開きました。報道では、首長側は「住民に対する説明が必要」として申請を容認するかどうかの判断を見送り、住民への情報提供などを柱とする五つの申請条件を原電に求めました。

原電に対する首長側の申請条件は、(1)安全審査は再稼働に直結しない (2)安全協定の見直しを申請後、速やかに行う (3)申請内容について住民に情報提供する (4)原子力規制庁の審査状況を逐一報告する (5)使用済み核燃料などの監視体制の強化、の5項目にまとめて提示、原電の回答を求めました。

説明会終了後、水戸市の高橋靖市長は「申請内容の説明を受けたのは首長と事務方だけで、議会や住民は何も知らない。あらゆる媒体を使い情報提供してほしい」と指摘した。東海村の山田修村長は「申請を否定するものではない」とした上で、「首長に説明したからそれで良いとすり替えられてしまうのは不本意」と住民への説明の必要性を強調しました。

原電はこれまで、申請内容に関し「中身が確定した段階で公表したい」として、申請前の公開を一貫して拒否。この日の首長側の要求は、情報開示に消極的な原電の姿勢を強く問題視したことになります。申請を容認する条件について、高橋市長は「(要求に対し)原電が納得できる回答と住民に開示できる資料を持ってきた時点で了承する」と述べました。

原電の山本直人・茨城総合事務所長は「開示できる情報を整理し、情報提供の内容と手法を早急に検討する」とし、申請時期をめぐっては「(各自治体の)理解を得た上でのこと。とやかく言えることではない」と言及を避けたと言います。

説明会には、原子力所在地域首長懇談会(座長・山田村長)と県央地域首長懇話会(座長・高橋市長)を構成する11市町村のうち東海、水戸、日立、ひたちなか、那珂、笠間、小美玉、茨城、大洗、城里の10市町村長が出席。常陸太田市は副市長が参加しました。原電は二つの首長会との間で3月、安全審査申請前に各市町村に内容を説明し、理解を得るなどとする覚書を締結しています。

こうした事態を受けて原電は、「開示できる情報を整理し、情報提供の内容と手法を早急に検討する」と述べましたが、情報はすべて開示すべきです。村議会原特委が、申請前の説明を求めたことに対し、原電は「申請前の説明は行わない」と回答していましたが、30日の原特委で情報を開示した説明をきちんと行うのでしょうか。



首長の意見集約の場であいさつする
山田修東海村長=市町村会館（茨城新聞より）



茨城総合事務所
前の通路で申し入
れる

日本原電に「適合審査申請」中止を求める申し入れ

日本共産党茨城県委員会は、18日、標記の申し入れを行い、私も参加しました。首長懇からの5つの要求については、「今後検討する」ということでした。また、日本共産党が行った5つの理由をつけての「適合審査申請の中止」申し入れについては、はじめ「聞き置く」という感じでしたが、何度も確認する中で、「検討する」と回答しました。

原電東海第二発電所の適合審査申請問題について

4月14日、茨城県原発を考える会、新日本婦人の会東海支部、日本共産党東海村委員会が行なった東海村長要請文は次のとおりです。

2014年4月14日

東海村長 山田修様

東海第二原発の安全審査申請を了承しないことを求める要請書

今年3月5日東海村は、原子力所在地域首長懇談会及び県央地域首長懇話会の一員として、水戸市など合わせて10市町とともに、日本原電との間で覚書を交わしました。覚書には、日本原電が原子力規制委員会に原発の安全審査を申請する場合、この11市町村に内容を事前に説明し、このうち、原子力所在地域首長懇談会に対しては申請に理解を得ることが盛り込まれています。

覚書締結は、“東海第二原発の再稼働容認につながる”ものであることから、住民の不安は深刻さを増して広がっています。

こうした中、日本原電は、これまでにこの覚書にもとづき、安全審査申請の事前説明を市町村に行ってきました。しかし、説明は非公開とされ、説明を受けた市町村は住民や議員などからの内容に関する質問に対し、いっさい報告をせず、日本原電の言いなりになっていることは、住民無視であり、住民の立場に立つべき行政としてはあるまじき行為と言わざるをえません。

また、そもそも日本原電が、東日本大震災後の現在も、安全審査申請の事前説明を、行政にのみ非公開で行うとする考え方は、日本原電の議会と住民を無視した操業優先の表れであり大変問題です。本村は、立地自治体として原電に「議会や住民にも説明し、理解を得る努力をするよう」、促すべきでした。

東海第二原発は、稼働35年を過ぎた老朽原発であり、東日本大震災で深刻な被災をした原発です。福島第一原発の事故被害が拡大し続け、原因も実態も解明されない中で、「東海第二原発は運転再開をしないでほしい」と願う住民の気持ちは切実です。

今月8日に開会された東海村議会原子力問題調査特別委員会は、日本原電に安全審査申請の事前説明を求めることを決定し、委員長が日本原電に事前説明を要請しました。そこで明らかになったのは、「事前説明は東海村議会といえども行わない」「今月25日には申請後の説明を県議会当該委員会に行く」「東海村議会には30日に説明することで調整する」ということでした。従って、本村は4月中旬には日本原電から安全審査申請への了解を求められるのではないかと思います。

安全審査申請は再稼働の準備そのものです。住民の避難計画も策定されない中で、再稼働の準備は絶対に認めてはなりません。

つきましては、次の点について明確に態度表明されるよう強く要請致します。

1. 東海第二原発の安全審査申請は、了承しないことを明確に表明すること

山田村長 ハード面の審査は受けて、安全の確保は必要。ただ、規制委員会から多数指摘され、東電が、「これほど費用に係る工事をしなければならないのであれば、もう金は出さない」となることもあるかも知れない。

しかし、避難計画が立たなければその先には進まない。安全協定の見直しは、安全審査の結果が出る前までに行われることになっている。原電は、きちっと見直しに应ずるべきだ。

いずれにしても、村民の命・財産を守る立場は絶対貫く。ブレない。